

児童扶養手当を受けている方へ

- （この証書はどのようなものか）

児童扶養手当（以下「手当」といいます。）を受ける資格があることを証する書類ですから、大切に保管してください。
- （支払は、毎月どのよう、月、日、月、日）

金融機関の休業日のときはその直前の休業日でない日）の日に前月までの分がこの証書に記載された金額の口座に振り込まれます。
- （現況届はいつ提出しなければならないか）

手当に必要な事項を記入し、添付書類やこの証書と一緒に、お住まいの区役所・支所に提出してください。

この届によって手当を引き続き受ける資格があるかどうかを審査し、引き続き受ける資格があると認められた場合には、あらためて審査が交付され、手当を受け出すことができます。この届は手当を引き続き受けるために絶対必要なのですので必ず提出してください。この届を提出しないとき手当の支給が差止になります。

- （手当の額が減額されるのはどういう場合か）

この届によって手当を引き続き受ける資格があるかどうかを審査し、引き続き受ける資格があると認められた場合には、あらためて審査が交付され、手当を受け出すことができます。この届を提出しないとき手当の支給が差止になります。

- （手当の額が減額されるのはどういう場合か）

いて、以下に該当する場合、手当の額を減額しなければなりません。そのときは、下記に区役所・支所にある届出書に必要のことを記入し、この証書と一緒に提出してください。届出をしないうまま手当を受けていますと、受給資格がなくなくなった月の翌月から受給していた手当の総額を差引していただくことになります。

・手当を受けている人が別居の母の都合又は児童の母若しくは父（母が児童を事実上担当し、婚姻届の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（以下「事実婚」といいます。）にあった人を含む）戸籍上の女に限りません。以下、同じ。）以外の養育者の場合、次のイからエまでのどれかに該当するようになったとき・手当を受けたいとする人が乳児の立場、次のイからエまで又はイからエまでのどれかに該当するようになったとき、次のイからエまで又はイからエまでのいずれかによって手当を受けたいとする人との関係で、以下のいずれかに該当するようになった。（イ）手当を受けている母に差支れなくなかった。（ロ）手当を受けている母に差支れなかった場合、かつ生計を同じくしなくなった。（ハ）手当を受けている養育者に養育（児童と同居して監視し生計を維持する）手当を受けていないと認めるようになった。（ニ）死亡した。

二 満18歳に達した日の属する年度が終了した。（児童扶養手当施行令附表第1で定める程度の障害の状態にある児童については、満20歳に達したか

くならない。）

ハ 日本国内に住所を有しないとき

- （この証書はどのようなものか）

児童扶養手当（以下「手当」といいます。）を受ける資格があることを証する書類ですから、大切に保管してください。
- （支払は、毎月どのよう、月、日、月、日）

金融機関の休業日のときはその直前の休業日でない日）の日に前月までの分がこの証書に記載された金額の口座に振り込まれます。
- （現況届はいつ提出しなければならないか）

手当に必要な事項を記入し、添付書類やこの証書と一緒に、お住まいの区役所・支所に提出してください。

この届によって手当を引き続き受ける資格があるかどうかを審査し、引き続き受ける資格があると認められた場合には、あらためて審査が交付され、手当を受け出すことができます。この届を提出しないとき手当の支給が差止になります。

- （手当の額が減額されるのはどういう場合か）

いて、以下に該当する場合、手当の額を減額しなければなりません。そのときは、下記に区役所・支所にある届出書に必要のことを記入し、この証書と一緒に提出してください。届出をしないうまま手当を受けていますと、受給資格がなくなくなった月の翌月から受給していた手当の総額を差引していただくことになります。

・手当を受けている人が別居の母の都合又は児童の母若しくは父（母が児童を事実上担当し、婚姻届の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（以下「事実婚」といいます。）にあった人を含む）戸籍上の女に限りません。以下、同じ。）以外の養育者の場合、次のイからエまでのどれかに該当するようになったとき・手当を受けたいとする人が乳児の立場、次のイからエまで又はイからエまでのどれかに該当するようになったとき、次のイからエまで又はイからエまでのいずれかによって手当を受けたいとする人との関係で、以下のいずれかに該当するようになった。（イ）手当を受けている母に差支れなくなかった。（ロ）手当を受けている母に差支れなかった場合、かつ生計を同じくしなくなった。（ハ）手当を受けている養育者に養育（児童と同居して監視し生計を維持する）手当を受けていないと認めるようになった。（ニ）死亡した。

ハ 日本国内に住所を有しないとき

- （この証書はどのようなものか）

児童扶養手当（以下「手当」といいます。）を受ける資格があることを証する書類ですから、大切に保管してください。
- （支払は、毎月どのよう、月、日、月、日）

金融機関の休業日のときはその直前の休業日でない日）の日に前月までの分がこの証書に記載された金額の口座に振り込まれます。
- （現況届はいつ提出しなければならないか）

手当に必要な事項を記入し、添付書類やこの証書と一緒に、お住まいの区役所・支所に提出してください。

この届によって手当を引き続き受ける資格があるかどうかを審査し、引き続き受ける資格があると認められた場合には、あらためて審査が交付され、手当を受け出すことができます。この届を提出しないとき手当の支給が差止になります。

- （手当の額が減額されるのはどういう場合か）

いて、以下に該当する場合、手当の額を減額しなければなりません。そのときは、下記に区役所・支所にある届出書に必要のことを記入し、この証書と一緒に提出してください。届出をしないうまま手当を受けていますと、受給資格がなくなくなった月の翌月から受給していた手当の総額を差引していただくことになります。

・手当を受けている人が別居の母の都合又は児童の母若しくは父（母が児童を事実上担当し、婚姻届の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（以下「事実婚」といいます。）にあった人を含む）戸籍上の女に限りません。以下、同じ。）以外の養育者の場合、次のイからエまでのどれかに該当するようになったとき・手当を受けたいとする人が乳児の立場、次のイからエまで又はイからエまでのどれかに該当するようになったとき、次のイからエまで又はイからエまでのいずれかによって手当を受けたいとする人との関係で、以下のいずれかに該当するようになった。（イ）手当を受けている母に差支れなくなかった。（ロ）手当を受けている母に差支れなかった場合、かつ生計を同じくしなくなった。（ハ）手当を受けている養育者に養育（児童と同居して監視し生計を維持する）手当を受けていないと認めるようになった。（ニ）死亡した。

又はそのような障害でなくなりました。）

ハ 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する児童に委託されるようになった。ベ 次男が⑧までで定められたにも該当しなくなった。（なお、児童のうち1人がこれらのどれにも該当しなかった後は、その児童が新たにどこかに該当することになった場合には、改めて支給額の決定の認定を申請していただく。）

- ①父又は母が離婚（事実婚をやめた場合を含みます。）した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が婚姻中のまま施行令第22で定める程度の障害である児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童（該当しなくなるとは、父又は母から⑤⑤又は母から差支れなかった児童をいいます。）
- ⑤父又は母が差支れなかった児童（該当しなくなるとは、父又は母から差支れなかった場合をいいます。）
- ⑥父又は母が均等に養育されている児童
- ⑦母が婚姻（事実婚を含みます。）によらないで懐胎した児童
- ⑧親児のように父と母があるかないかわからない児童

ト 父と生計を同じくする配偶者（事実婚による配偶者を含みます。）に養育されようになった。チ 母と生計を同じくする配偶者（事実婚による配偶者を含みます。）に養育されようになった。

リ 母と生計を同じくするようになった。ス 父又は母が養育（事実婚による配偶者を含みます。）に養育されようになった。

五 （手当の額が増額されるのはどのような場合か）

手当の額が増えたとある児童の数の増えたときは、手当の額が増減されます。この証書と一緒に、お住まいの区役所・支所に提出してください。

六 （手当の支給が停止されるのはどのような場合か）

手当を受けたいとする人が所得の低い扶養義務者（父母、祖父母、子、孫などの直系血族と兄弟姉妹）に扶養されるようになったときは、手当の全部を支給停止しなければならぬ場合があり、そのときはすぐにお住まいの区役所・支所に問い合わせて、届出書に必要な事項を記入し、この証書と一緒に提出してください。届出をしないうまま手当を受けていますと、支給が停止される事由が発生した月の翌月から受給していた手当を、差引していただくことになります。

七 手当を受けている人は手当の支給対象となっていない児童が、公的年金若しくは遺族優待等を受けているようになった場合や、児童が公的年金の加算の対象となった場合には、手当の全部又は一部を支給停止しなければならぬ場合があり、そのときはすぐにお住まいの区役所・支所に問い合わせて、届出書に必要な事項を記入し、区役所・支所にある用紙に必要なことを記入し、この証書と一緒に、お住まいの区役所・支所の窓口に必要なことを記入し、届出をしないうまま手当を受けていますと、手当の全部又は一部を差引していただくことになります。

- ①父又は母が離婚（事実婚をやめた場合を含みます。）した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が婚姻中のまま施行令第22で定める程度の障害である児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童（該当しなくなるとは、父又は母から⑤⑤又は母から差支れなかった児童をいいます。）
- ⑤父又は母が差支れなかった児童（該当しなくなるとは、父又は母から差支れなかった場合をいいます。）
- ⑥父又は母が均等に養育されている児童
- ⑦母が婚姻（事実婚を含みます。）によらないで懐胎した児童
- ⑧親児のように父と母があるかないかわからない児童

ト 父と生計を同じくする配偶者（事実婚による配偶者を含みます。）に養育されようになった。チ 母と生計を同じくする配偶者（事実婚による配偶者を含みます。）に養育されようになった。

ス 父又は母が養育（事実婚による配偶者を含みます。）に養育されようになった。

- 五 （手当の額が増額されるのはどのような場合か）

手当の額が増えたとある児童の数の増えたときは、手当の額が増減されます。この証書と一緒に、お住まいの区役所・支所に提出してください。
- 六 （手当の支給が停止されるのはどのような場合か）

手当を受けたいとする人が所得の低い扶養義務者（父母、祖父母、子、孫などの直系血族と兄弟姉妹）に扶養されるようになったときは、手当の全部を支給停止しなければならぬ場合があり、そのときはすぐにお住まいの区役所・支所に問い合わせて、届出書に必要な事項を記入し、この証書と一緒に提出してください。届出をしないうまま手当を受けていますと、支給が停止される事由が発生した月の翌月から受給していた手当を、差引していただくことになります。

七 手当を受けている人は手当の支給対象となっていない児童が、公的年金若しくは遺族優待等を受けているようになった場合や、児童が公的年金の加算の対象となった場合には、手当の全部又は一部を支給停止しなければならぬ場合があり、そのときはすぐにお住まいの区役所・支所に問い合わせて、届出書に必要な事項を記入し、区役所・支所にある用紙に必要なことを記入し、この証書と一緒に、お住まいの区役所・支所の窓口に必要なことを記入し、届出をしないうまま手当を受けていますと、手当の全部又は一部を差引していただくことになります。

- ①父又は母が離婚（事実婚をやめた場合を含みます。）した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が婚姻中のまま施行令第22で定める程度の障害である児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童（該当しなくなるとは、父又は母から⑤⑤又は母から差支れなかった児童をいいます。）
- ⑤父又は母が差支れなかった児童（該当しなくなるとは、父又は母から差支れなかった場合をいいます。）
- ⑥父又は母が均等に養育されている児童
- ⑦母が婚姻（事実婚を含みます。）によらないで懐胎した児童
- ⑧親児のように父と母があるかないかわからない児童

ト 父と生計を同じくする配偶者（事実婚による配偶者を含みます。）に養育されようになった。チ 母と生計を同じくする配偶者（事実婚による配偶者を含みます。）に養育されようになった。

ス 父又は母が養育（事実婚による配偶者を含みます。）に養育されようになった。

- 五 （手当の額が増額されるのはどのような場合か）

手当の額が増えたとある児童の数の増えたときは、手当の額が増減されます。この証書と一緒に、お住まいの区役所・支所に提出してください。
- 六 （手当の支給が停止されるのはどのような場合か）

手当を受けたいとする人が所得の低い扶養義務者（父母、祖父母、子、孫などの直系血族と兄弟姉妹）に扶養されるようになったときは、手当の全部を支給停止しなければならぬ場合があり、そのときはすぐにお住まいの区役所・支所に問い合わせて、届出書に必要な事項を記入し、この証書と一緒に提出してください。届出をしないうまま手当を受けていますと、支給が停止される事由が発生した月の翌月から受給していた手当を、差引していただくことになります。

七 手当を受けている人は手当の支給対象となっていない児童が、公的年金若しくは遺族優待等を受けているようになった場合や、児童が公的年金の加算の対象となった場合には、手当の全部又は一部を支給停止しなければならぬ場合があり、そのときはすぐにお住まいの区役所・支所に問い合わせて、届出書に必要な事項を記入し、区役所・支所にある用紙に必要なことを記入し、この証書と一緒に、お住まいの区役所・支所の窓口に必要なことを記入し、届出をしないうまま手当を受けていますと、手当の全部又は一部を差引していただくことになります。

ハ 児童がいつか、支給要件のどれにも該当しなくなった。

た日において3歳未満の児童がいる場合は、当該児童が3歳に達してから5年）を経過する年齢が満る（養育者を除く）は、当該年数が経過する年の7月（1月1日から6月までの当該年数が経過する場合はその前年の7月）にお住まいの区役所・支所からお知らせする期日で、当該年数が経過する年の1月1日から8月31日（土曜日、日曜日、祝日の場合は翌期日付、以下同じ。）まで（1月4日から6月までの当該年数が経過する場合はその前年8月1日から8月31日まで）にお住まいの区役所・支所へ、現況届と併せて前年8月1日から8月31日までの間に発生した児童及び次のイからホまでのいずれかに該当していることを備書で添付し、提出してください。（所得の状況や家族の状況等に变化があった場合は、この限りではありません。）

- イ 就業している
- ロ 求職活動等の自立を図るための活動をしている。
- ハ 障害の状態にある
- ニ 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である
- ホ 監禁されている

ここに類する事由により、あるなが介護する必要があるため、就業すること困難である

関係書類の提出を行うことができないう場合は、お住まいの区役所・支所に相談し、その上で申請書の提出を行ってください。これまでも同様の手当を受給してきました。（所得の状況や家族の状況等に变化があった場合は、この限りではありません。）関係書類の提出や求職活動等を行なう場合、手当の2分の1の額について支給停止となる可能性があります。関係書類が提出できないことや届出の手続、関係書類等についでください。

なお、5年を経過し、初めて児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び関係書類の提出等を行った後は、毎年8月の現況届を提出する際に、併せて児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び関係書類の提出等を行ってください。関係書類が提出できないことや届出の手続、関係書類等についでください。

9 手当を受けている人が「孤児など」の養育者であって、次のイからハまでのどれかに該当するようになったときは、手当の全部又は一部を支給停止しなければならぬ場合があり、そのときはすぐにお住まいの区役所・支所に問い合わせて、届出書に必要な事項を記入し、区役所・支所にある用紙に必要なことを記入し、この証書と一緒に、お住まいの区役所・支所に提出してください。届出をしないうまま手当を受けていますと、支給が停止される事由が発生した月から受給していた手当を、後で差し戻していただくことになります。

イ 「孤児など」と養育者をした

ロ 養育している児童が、「孤児など」でなくなりました。

- 10 （手当の支給の停止が解除されるのはどのような場合か）

手当を受けている人が「孤児など」を養育するようになったり、手当の支給の対象となっていない児童が「孤児など」になったときは、手当の支給の停止が解除されるときで、そのときはすぐに区役所・支所にある用紙に必要な事項を記入し、この証書と一緒に、お住まいの区役所・支所に提出してください。
- 11 （手当を受けられる資格がなくなるのはどのような場合か）

手当を受けられる資格がなくなる場合は次のとおりです。そのときは、すぐに区役所・支所にある届出書に必要な事項を記入し、この証書と一緒に、お住まいの区役所・支所に提出してください。届出をしないうまま手当を受けていますと、受給資格がなくなくなった月の翌月から受給していた手当を、後で返していただくことになります。

- イ 手当を受けている父又は母が婚姻した。（この婚姻には、事実婚、例えば生活を共にしている場合なども含まれます。）
- ロ 日本国内に住所を有しなくなった。
- ハ 日本国内に住所を有しなくなった。
- ニ 手当の支給の対象となった新しい児童の親のすべてが、支給要件に該当しなくなった。（なお、支給対象の児童となったときに該当することになった場合には、改めて認定を申請してください。）
- 12 （氏名、住所、支払金融機関を変えたとき）

氏名や住所や支払金融機関が変化したときは、その旨をすぐに区役所・支所にある届出書に必要な事項を記入し、この証書と一緒に、お住まいの区役所・支所に提出してください。
- 13 （証書をなくしたとき）

証書をなくしたときは、すぐに区役所・支所に届け出てください。後日、新しい証書を受け取ります。その後、なくした証書がでてきたときには、できるだけ早くその証書をお住まいの区役所・支所に返していただきます。
- 14 （証書を破ったり、汚したりしたとき）

証書を破ったり、汚したりしたときには、新しい証書を受け取りますので、すぐに区役所・支所に届け出てください。
- 15 （証書を他人に譲り渡したり、質に入れたとき）

証書を他人に譲り渡したり、質に入れたときは、すぐに区役所・支所に提出してください。
- 16 手当について家族で相談したいことがあります。お住まいの区役所・支所又は京都府役所でもお気軽に相談の間に合わせてください。
- 17 区役所・支所に届を出したり、問い合わせをするときは、この証書を持参してください。

- 10 （手当の支給の停止が解除されるのはどのような場合か）

手当を受けている人が「孤児など」を養育するようになったり、手当の支給の対象となっていない児童が「孤児など」になったときは、手当の支給の停止が解除されるときで、そのときはすぐに区役所・支所にある用紙に必要な事項を記入し、この証書と一緒に、お住まいの区役所・支所に提出してください。
- 11 （手当を受けられる資格がなくなるのはどのような場合か）

手当を受けられる資格がなくなる場合は次のとおりです。そのときは、すぐに区役所・支所にある届出書に必要な事項を記入し、この証書と一緒に、お住まいの区役所・支所に提出してください。届出をしないうまま手当を受けていますと、受給資格がなくなくなった月の翌月から受給していた手当を、後で返していただくことになります。

- イ 手当を受けている父又は母が婚姻した。（この婚姻には、事実婚、例えば生活を共にしている場合なども含まれます。）
- ロ 日本国内に住所を有しなくなった。
- ハ 日本国内に住所を有しなくなった。
- ニ 手当の支給の対象となった新しい児童の親のすべてが、支給要件に該当しなくなった。（なお、支給対象の児童となったときに該当することになった場合には、改めて認定を申請してください。）
- 12 （氏名、住所、支払金融機関を変えたとき）

氏名や住所や支払金融機関が変化したときは、その旨をすぐに区役所・支所にある届出書に必要な事項を記入し、この証書と一緒に、お住まいの区役所・支所に提出してください。
- 13 （証書をなくしたとき）

証書をなくしたときは、すぐに区役所・支所に届け出てください。後日、新しい証書を受け取ります。その後、なくした証書がでてきたときには、できるだけ早くその証書をお住まいの区役所・支所に返していただきます。
- 14 （証書を破ったり、汚したりしたとき）

証書を破ったり、汚したりしたときには、新しい証書を受け取りますので、すぐに区役所・支所に届け出てください。
- 15 （証書を他人に譲り渡したり、質に入れたとき）

証書を他人に譲り渡したり、質に入れたときは、すぐに区役所・支所に提出してください。
- 16 手当について家族で相談したいことがあります。お住まいの区役所・支所又は京都府役所でもお気軽に相談の間に合わせてください。
- 17 区役所・支所に届を出したり、問い合わせをするときは、この証書を持参してください。